

## 大阪弁護士会（大阪弁護士会館）

## 年末・年始の業務に関するご案内

年末・年始の大阪弁護士会の各種業務の体制は、次のとおりとなっておりますのでご案内いたします。

業務内容	年末・年始の休業期間										
弁護士会館	12月29日(火)～1月4日(月) * 12月28日(月)は、午後5時で閉館となります。										
法律相談	12月29日(火)～1月4日(月) * 12月28日(月)は、夜間相談は実施しません。  ◆ 総合法律相談センターの会館、なんば、堺、岸和田、谷町、南河内の相談センターとも、年末年始は上記期間休業しておりますが、ホームページ上では、1月5日からの相談予約を受付けておりますので、ご利用ください。 (☎ 06-6364-1248/休業期間中は電話はつながりません)										
市民窓口	12月25日(金)～1月6日(水) * 12月24日(木)は、午後2時予約分で終了します。 年始は、1月7日(木)午前10時予約分から実施します。										
各種電話相談	年末年始の休業期間にあたる、次の日程の電話相談は実施いたしません。 <table border="1"><tbody><tr><td>(高齢者・障害者)</td><td>12月29日、30日、1月1日</td></tr><tr><td>(遺言・相続)</td><td>12月28～31日、1月1日、4日</td></tr><tr><td>(公益通報サポートセンター)</td><td>12月28日、1月4日</td></tr><tr><td>(犯罪被害者弁護ライン)</td><td>12月29日</td></tr><tr><td>(子どもの権利)</td><td>12月30日</td></tr></tbody></table> ・年末年始の休業期間の前後で、電話相談を行わない日程もあわせて掲載しています。	(高齢者・障害者)	12月29日、30日、1月1日	(遺言・相続)	12月28～31日、1月1日、4日	(公益通報サポートセンター)	12月28日、1月4日	(犯罪被害者弁護ライン)	12月29日	(子どもの権利)	12月30日
(高齢者・障害者)	12月29日、30日、1月1日										
(遺言・相続)	12月28～31日、1月1日、4日										
(公益通報サポートセンター)	12月28日、1月4日										
(犯罪被害者弁護ライン)	12月29日										
(子どもの権利)	12月30日										
レストラン (洋食レストランEN)	12月29日(火)～1月4日(月) * 12月28日(月)は、午後2時までの営業となります。										
地下駐車場	12月26日(土)～1月4日(月)										

以上